

## (4) 世界遺産登録基準への該当性

### ① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

[適用種別]

記念工作物及び遺跡

[登録基準]

- ii 古墳は政治的記念碑であり、古代東アジアの葬送観念や厚葬思想の交流を具体的に示すものである。5～6世紀には中心部分では古墳の造営が行われなくなっており、東アジアの縁辺に位置する埼玉古墳群は、古代東アジア全体の葬送観念や厚葬思想の交流を具体的に示す貴重な記念碑である。
- iii 古墳は、古代東アジアに一定の広がりをもつ、共通する副葬品を伴うことから、その文化的伝統を示す存在である。
- iv 古墳は、古代の日本列島の歴史上の重要な段階を物語る建築物であり、特に埼玉古墳群は金錯銘鉄剣という出土品によって、確固たる位置づけが与えられるものである。

### ② 真実性／完全性の証明

埼玉古墳群は、昭和42年度から今日までの継続的な学術調査を実施しており、盛土の造成、主体部の構築、周堀の掘削、埴輪等の敷設等、築造当時の姿が次第に判明し、意匠・形状・材質ともに当時の状態のままであることが証明されている。遺構の時期については出土遺物の学術的な検討を経て、確度の高い推定となっている。

経年変化による遺構の損壊部分については、学術的調査結果をもとに復原整備を実施し、当時の姿の復原に努めている。なお、復原に当たっては国内の関係各分野の専門家の指導・助言を受けつつ慎重に進めている。

一方、古墳群の大半は、国指定史跡に指定されており（昭和13年指定、平成元年追加指定）、その保護は法的に保証されている。また、県では埼玉古墳群を包摂する100万㎡級の大規模な県営「さきたま古墳公園」として整備を推進しており、将来にわたり万全の保護措置がとられている。

なお、現状では埼玉古墳群を構成する戸場口山古墳や浅間塚古墳など大型古墳の一部が指定地外に位置しているが、県では「史跡埼玉古墳群保存整備基本計画(平成19年3月策定)」を策定し、将来的な埼玉古墳群の完全な保全計画を立案済みである。古墳群の範囲は、これまでの部分的な調査によりほぼ把握されているが、正確な範囲の確定は、今後の確認調査により学術的に実証する計画であり、その後は追加指定の申請及び公有化等の必要な保護措置に努める予定である。

### ③ 類似遺産との比較

国内には、約4万基もの古墳が存在し、前方後円墳だけでも約5,200基存在する。また、単体の古墳としては300m～400m級の古墳も他に所在する。

しかしながら、大型の円墳、方墳、前方後円墳が揃い、特に100m級の大型前方後円墳が共に長方形二重周堀を備えて、これほど密集している古墳群は、国内はもとより東アジア諸国においても他には存在しない。

加えて、5世紀の政治構造を具体的に証明する115文字の文字資料が刻まれた金錯銘鉄剣が出土した古墳が存在する点は、他に例を見ない稀有のものである。